

平成18年5月26日

各 位

会社名 川西倉庫株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 武
(証券コード 9322 大証第2部)
問合せ先
常務取締役
管理企画本部長兼総務部長 北川 邦廣
(TEL 078-671-7931)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月26日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第149回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ①会社法（平成17年法律第86号。平成18年5月1日施行。以下同じ）に基づき、会社の機関として取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を設置する旨を定めるため、定款変更案第4条に（機関）を新設するとともに株券を発行する旨を定めるため、定款変更案第7条に（株券の発行）を新設するものであります。
- ②会社法に基づき、必要に応じて書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことを可能とするため、定款変更案第23条に（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
- ③平成17年9月30日に転換社債を償還したため不要となる条文（現行定款第38条）を削除するものであります。
- ④以上のほか、会社法および関係法令に合わせて表現および条数の変更その他所要の変更を行うとともに、一部字句の整備を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月29日
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告により行う。 ただし、電子公告によることができない 事故その他のやむを得ない事由が生じた ときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、3,000万 株とする。ただし、株式の消却が行われ た場合には、これに相当する株式数を減 ずる。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号</u> の規定により、取締役会の決議をもって 自己株式を買い受けることができる。 (1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株と する。</p> <p>② 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない</u> <u>株式(以下「単元未満株式」という。)</u> <u>に係わる株券を発行しない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の株券の種類、株式の名義書換、 質権の登録またはその抹消、信託財産の 表示またはその抹消、株券の再発行、単 元未満株式の買取り、その他株式に関す る手続きおよびその手数料については、 取締役会において定める株式取扱規則に よる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を</u> <u>置く。</u></p> <p>② 当社の名義書換代理人およびその事務 取扱場所は、取締役会の決議により選定 する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほ か、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とす る。ただし、事故その他やむを得ない 事由によって電子公告による公告をす ることができない場合は、日本経済新 聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、3,000万 株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行す る。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定</u> により、取締役会の決議をもって自己 の株式を取得することができる。 (単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とす る。</p> <p>② 当社は、<u>第7条の規定にかかわら</u> <u>ず、単元未満株式に係る株券を発行し</u> <u>ない。ただし、株式取扱規則に定める</u> <u>ところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手 数料は、法令または本定款のほか、取 締役会において定める株式取扱規則に よる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>② 当社の株主名簿管理人およびその事 務取扱場所は、取締役会の決議により 定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録またはその抹消、信託財産の表示またはその抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>
<p><u>(基準日)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第10条</u> 当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その期の定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>② 前項その他必要がある場合は、取締役会の決議により、<u>予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または質権者とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招集)</p>	<p>(招集)</p>
<p><u>第11条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第12条</u> (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p>
<p>(招集者および議長)</p>	<p><u>第13条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p><u>第12条</u> (条文省略)</p>	<p>(招集権者および議長)</p>
<p>(決議の方法)</p>	<p><u>第14条</u> (現行どおり)</p>
<p><u>第13条</u> 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p>	<p>(決議の方法)</p>
<p>② 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</u></p>	<p><u>第15条</u> 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p>	<p>② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p><u>第14条</u> 当社の株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p>
<p>② 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。</p>	<p><u>第16条</u> 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。</p>
<p>(株主総会の議事録)</p>	<p>② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p>
<p><u>第15条</u> 当社の株主総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役が記名・押印して、これを会社に保存する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(取締役の員数)</p>	<p>(取締役の員数)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第16条 (条文省略) (取締役の選任)</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>② 前項の選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>③ (条文省略) (取締役の任期)</p> <p>第18条 当社の取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 当社を代表する取締役は、<u>取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>② 当社は、<u>取締役会の決議により取締役社長1名を選任するほか、必要に応じて取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第20条 (条文省略) (取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>② <u>取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第22条 <u>当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第23条 当社の取締役会の議事については、<u>議事録を作り、これに議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した取締役および監査役が記名・押印して、これを会社に保存する。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第24条 (条文省略) (取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第25条 当社の取締役の報酬および退職慰労金は、<u>株主総会の決議により定める。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p>	<p>第17条 (現行どおり) (取締役の選任)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>② 前項の選任決議については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ (現行どおり) (取締役の任期)</p> <p>第19条 当社の取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 当社の取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>② 当社の取締役会は、<u>その決議により取締役社長1名を定めるほか、必要に応じて取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 (現行どおり) (取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>② <u>取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 当社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 当社の取締役会における議事については、<u>法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役および監査役は記名・押印する。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第25条 (現行どおり) (報酬等)</p> <p>第26条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条 (条文省略) (監査役の選任)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>② 前項の選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 当社の監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第29条 当社の監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>② 監査役全員の同意がある場合は、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第31条 当社の監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第32条 当社の監査役会の議事については、<u>議事録を作り、これに議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した監査役が記名・押印して、これを会社に保存する。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第33条 (条文省略) (監査役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第34条 当社の監査役の報酬および退職慰労金は、<u>株主総会の決議により定める。</u></p> <p>第6章 計 算 (営業年度および決算期)</p> <p>第35条 当社の営業年度は、<u>毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第36条 当社の利益配当金は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。</u></p> <p>(中間配当金)</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議により、<u>毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下中間配当金という。)をすることができる。</u></p> <p>(転換社債の転換と配当金等)</p>	<p>第27条 (現行どおり) (監査役の選任方法)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>② 前項の選任決議については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 当社の監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第30条 当社の監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>② 監査役全員の同意がある場合は、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第32条 当社の監査役会における議事については、<u>法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名・押印する。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第33条 (現行どおり) (報酬等)</p> <p>第34条 当社の監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第6章 計 算 (事業年度)</p> <p>第35条 当社の事業年度は、<u>毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議により、<u>毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第38条 <u>当社が発行する転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金および中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に転換があったものとみなしてこれを支払う。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p>第39条 <u>当社の利益配当金および中間配当金またはその他諸交付金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p>② <u>未払の利益配当金および中間配当金またはその他諸交付金については、利息を付けないものとする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第38条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>② <u>前項の金銭には利息を付けない。</u></p>